5七

設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

「配電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要

以下同じ。)及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

第四十七条の十三

令第四十六条第三項の表第十三号

(六) の経済産業省令で定めるものは、

蓄

[新設]

、蓄電用の電気工作物の範囲)

電所とする

(保安規程)

第五十条

報

一 5 四

略

〇経済産業省令第八十八号

気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第四十六条第三項の表第十三号(六)並びに電気工事士法電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、 改正する省令を次のように定める。 (昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を 第四十四条第五項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第百六条及び第百十二条第二項、 経済産業大臣 西村 康稔

電

令和四年十一月三十日

(電気事業法施行規則の一部改正) 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する

するものを掲げていないものは、これを加える。 改 正 後 改 正 前

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ 第一条 めに設置する変圧器その他の電気工作物の総合体 (蓄電所を除く。)をいう。 伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するた 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に 「送電線路」とは、発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、 略 2 第 条 (定義) めに設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。 同上 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に 略

発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路(専ら通信の用に供するものを除 伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するた

ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。)及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物一 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路(専 をいう。

三「配電線路」とは、 間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 発電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互

四 ~ 七 略

第五十条 (保安規程) 略

2 同上

_ _ + _

十三~十五 十二 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

3 おいて、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律 又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物 第七十号)、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号) については発電所、 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程に 変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

第五号から第七号まで及び第十一号を除く。)に掲げる事項を定めるものとする。

の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)を営むもの以外の者である場合にあっては、

2 前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程にお

いて、次の各号(その者が発電事業(その事業の用に供する発電用の電気工作物が第四十八条

十三~十五 十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 略

略

3 足りる。 又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物 第七十号)、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号) おいて、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律 については発電所、蓄電所、 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程に 変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって

_ { 四 略

六~九 発 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

48

4 9 略

(主任技術者の選任等)

第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業 場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

2 結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が一の産業保 という。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次条に規定する要件に該当する者と締 自家用電気工作物の工事、 に第五十三条第一項、 安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並び に係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技 何者を選任しないことができる。 次の各号のいずれかに掲ける自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該 一変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみ 第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、蓄 維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務

2

等をするもの 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系 前項の表第六号の事業場

二 5 五 略

3 4

(免状の種類による監督の範囲)

第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運 げるとおりとする。 用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲

主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一·二 [略]	[略]
三 第三種電気主任技術者	電圧五万ボルト未満の事業用電気
	ロワット以上の発電所又は蓄電所を除く。)の工事
	持及び運用(四又は六に掲げるものを除く。)
四~七 [略]	[略]

六~九 発 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 略

9

(主任技術者の選任等)

第五十二条
[同上

統括する事業場を直接者しくは配電線路を管理する事業場を直接	六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路	四・五 [略]	置の工事のための事業場 (二に規定するものを除三 燃料電池発電所 (二に規定するものを除	•二 [略]
	[略]	[略]	略	[略]

自家用電気工作物の工事、 任しないことができる。 項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選 電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前 に第五十三条第一項、 安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並び 結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣 という。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次条に規定する要件に該当する者と締 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該 第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、 維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」 (事業場が一の産業保 変

出力五千キロワット未満の太陽電池発電所であって電圧七千ボルト以下で連系等をするも 前項の表第六号の事業場

略

4

(免状の種類による監督の範囲

第五十六条 同上

四~七 [略]			三 同上]	一・二 [略]	同上
[略]	(四又は六に掲げるものを除く。)	ロワット以上の発電所を除く。)の工事、維持及び運用	電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物(出力五千キ	[略]	[同上]

第七十三条の二の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げる 三変更の工事を行う発電所、 もの以外のものとする。 (使用前安全管理検査) 変更の工事を行う発電所、

上のものを除く。) 電力貯蔵装置(蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以

六~八 略

工 事

の

種

類

認可を要するもの

略

略

報

変更の工事であっ

次の設備に係るも

変圧器

蓄電所 発電所

設置の工事

別表第二 (第六十二条、第六十五条関係)

T T T T T T T T T T	[略]	事前届出を要するもの
11 の 以 も で 以 カ 以 カ 以 カ 以		
新設	発電所	
新設	[略]	[同4]
新設	[略]	[同上]
新設	[略]	[同七]

(使用前安全管理検査)

第七十三条の二の二 [同上]

五 電力貯蔵装置 変更の工事を行う発電所又は変電所に属する分路リアクトル又は四 変更の工事を行う発電所又は変電所に属する電力用コンデンサー 変更の工事を行う発電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

蕃電所又は変電所に属する電力用コンデンサー

六~八 略

別表第二 (第六十二条、第六十五条関係)

上の周波数変換機器又

は整流機器の設置

ルルスは限流リアクトの発リアクト

1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量 上の蓄電所に係る容量 ア以上の群の設置 で以上の群の設置 では上の群の設置

3 の改造であって、二十 の改造であって、二十 の改造であって、二十 2 | 3 電圧十七万ボルト以上の容量の変更を の取替えれている。の取替え、ア以上の分路リアクトループを表している。 の設置ル又は限流リアクトルア以上の分路リアクトル カ十五万キロワット以トアンペア以上又は出 電圧十七万ボルト以ア以上の群の取替え ル又は限流リアクトル 上の蓄電所に係る容量 あって、二十パーセン 上の蓄電所に係る容量 上の蓄電所に係る容量 上の蓄電所に係る容量 上の蓄電所に係る容量 ア以上の分路リアクト ア以上の群の改造で ア以上の群の設置 電圧十七万ボルト以 一万キロボルトアンペ 万キロボルトアンペ 電圧十七万ボルト以 容量十五万キロボル 万キロボルトアンペ 万キロボルトアンペ 万キロボルトアンペ

略	変電所									
[略]	[略]				(九) 電力貯蔵装置		(八) 逆変換装置			
		の 運 制 転			装 置		置‖			
略	略									
[略]	[略]	出力一万キロワット以上 又は容量八万キロワット アワー以上の蓄電所に係 アワー以上の蓄電所に係 であっ で、制御方式の変更を伴 うもの	リットアワー以上の電 カ貯蔵装置の改造で あって、二十パーセン ト以上の出力又は容量 ト以上の出力でで の変更を伴うもの	2 別野蔵装置の設置 カ貯蔵装置の設置 カ貯蔵装置の設置 の設置 の設置 カー	1 出力一万キロワット の変更を伴うもの 以上の電圧若しくは出力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	でで、二十ペーセント 関に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造で置、取替え又は改造で設定の設定である。 これの電力貯蔵装 でいる いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	出力一万キロワット以上	ルト以上のものの取替するための遮断器でするための遮断器であって、電圧十七万ボールトリン・	気工作物 (需要設備を の設置 の設置	十万ボルト以上のもの 業の用に供する電圧三 第三項各号に掲げる事
	亦									
略	変電所									
[略]	[略]									
[略]	[略]									
略	[略]									

一の二番電	一下下		電気工作物の種類	別表第三(第六十三条、
2 1 7 1 7 7 7 7 7 7 7	[略]	一般記載事項	記載す	第六十六条、第七
	[略]	係あるものに限る。) 係る工事の内容に関 での申請又は届出に での申請とは届出に	記載すべき事項	第七十八条関係)
上の説明書 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	略	関係あるものに限る。)	添付書類(認可の申請に係	
新設	一		同上	別表第三(第六十三条、
新設	略	[冊上]		第六十六条、
新設	略	[同上]	同上	第七十八条関係)
新設	[略]		同上	

(1) (1	『機、送風機、通風機、破砕機、、はこれらの設置のための事業送電線路、電力用保安通信設	場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、 備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業 発電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設		八 [同上] 略]	「おける空気圧縮機、送風機、通風機、 需要設備若しくはこれらの設置のた 電所、変電所、送電線路、電力用保	めの事業場における空気圧縮機、安通信設備、需要設備若しくはる発電所、蓄電所、変電所、送電	名の規定により指する電気工作物でる電気工作物の規定する	(同法第三条第一項の規定により指る特定施設に該当する電気工作物八 騒音規制法第二条第一項に規定す一・七 [略]
一	[同上]		七]	[同-	出を要するもの	事前届出	類	工事の種
Total			関係)	(第六十五			係	
一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	略	[略]	[略]	四	[略]	[略]	[略]	四
でであるものの中欄 「本ずるものの中欄 「本ずるものの中間 「本ずるもののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるもののののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるもののののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるものののののの中間 「本ずるものののの中間 「本ずるものののの中間 「本がもののののののの中間 「本がもののののののののの中間 「本がものののののののののののののののののののののののののののののののののののの						i i		ための制御装置
「					<u>t</u>	に準ずるもの		払
電力) II		
選問 20 20 20 20 20 20 20 2					六 10 の下	第一号 (六) 10の中		電力貯
選問 200						欄に準ずるもの		
選問					(元) 9	一号 (六) 9の		ı
 遮断器 意斯器 意斯器 意斯器 意斯器 意斯里在位相 意用力 定準するもの に準ずるもの に準ずるもの に準ずるもの 中欄 第二号(三)の中欄 に準ずるもの に準ずるもの 中欄 						も の		
で で で で で で で で で で					Ŧ	(士)		"
						:		機器
で で で で で で で で						るも の		器
クトル (は電圧位相 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電上調整 電上調整 電上調整 電上調整 電上調度 (二) の中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本					3	<u>分</u> の		
ルスは限流 で準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの ロ に で で で もの の 中欄 に で で で もの の 中欄 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で					(1		リアクトル
で					(る も の し		il I
で					元の下	田田		" (
電力用コ 第二号 (四) の中欄 第二号 (一) の中欄 に準ずるもの に準ずるもの に準ずるもの に準ずるもの に準ずるもの に (本) (一) の中欄 (に (本) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一					į			
では、					(四) の下	(四) (音) (の) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		II
要用 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 電圧調整 第二号 (一) の中欄 に準ずるもの 中欄 に準ずるもの								
で 電圧調整								器
電圧調整 第二号 (二) の中欄 第二号 (一) の中欄					るもの	に準ずるもの		器又は電圧位相
変圧器第二号(一)の中欄					(1)			ļ '
変圧器第二号(一)の中欄						るもの		
工事を含む場合に限る。) 本に係る中性点接地装置の 一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・					=			"
統に係る中性点接地装置の 「一七万ボルト以上の電力系」 「電磁誘導電圧計算書(電圧」 「電磁誘導電圧計算書(電圧」 「電磁誘導電圧計算書(電圧」					工事を含む場合に限る。)			
十七万ボルト以上の電力系電磁誘導電圧計算書(電圧した書類した書類					統に係る中性点接地装置の			
電磁務・算電圧十算書・(電圧) した書類 した書類								
新技術の内容を十分に説明	_				国民十字			
「でどうの可能な一つ」								

+ 九 る特定施設に該当する電気工作物 る。)を設置する事業場の電気工作物 定された地域内に設置するものに限 る。)を設置する事業場の電気工作物 定された地域内に設置するものに限 に係る工事 振動規制法第二条第一項に規定す (同法第三条第一項の規定により指 略 | 破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機 うもの又はこれらに係る振動防止設備の廃止若し くは改造であって振動防止の能力の減少を伴うも る。)の設置若しくは改造であって能力の変更を伴 第一項に規定する特定施設に該当するものに限 砕機、ふるい若しくは分級機(振動規制法第二条 めの事業場における圧縮機、破砕機、粉砕機、摩 用通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のた 出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。)又 との数を当該特定施設の種類について直近に届け 該当するものに限る。)の設置(特定施設の種類ご であって騒音防止の能力の減少を伴うもの はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造 (騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に 略 発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力保安 + 九 同上 略 場における圧縮機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふ備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業 騒音防止の能力の減少を伴うもの 若しくは改造であって能力の変更を伴うもの又は 規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置 るい若しくは分級機(振動規制法第二条第一項に 当該特定施設の種類について直近に届け出た数の ものに限る。)の設置(特定施設の種類ごとの数を 制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する 粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(騒音規 あって振動防止の能力の減少を伴うもの これらに係る振動防止設備の廃止若しくは改造で に係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であって 略 |倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこれら 発電所、変電所、送電線路、電力保安用通信設

備考表中の[]は注記である。

第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の(電気関係報告規則の一部改正)

するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応 の一部を次のように改正する

第一条 2 この省令において、 (定義) 種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 換機器、整流機器、 圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変 及び風力発電設備に属するもの(風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、 換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。)) 圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、 (太陽電池 (出力十キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電 ドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水 ト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて 「主要電気工作物」とは、小出力発電設備に属するもの(太陽電池発電設備に属するもの 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、 略 調整池、発電機(出力三万キロワット以上のものに限る。)、変圧器(電圧十七万ボル . 遮断器及び逆変換装置)に限る。)及び施行規則別表第三の電気工作物の 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ 改 正 分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変 後 負荷時電 ヘッ 第一条 2 一·二 |略 (定義) 同上 池、調整池、発電機(出力三万キロワット以上のものに限る。)、変圧器(電圧十七万ボル ドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水 ト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて 同上 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、 略 改 正 前 ヘッ

ボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。)、整流機器(容量十 限流リアクトル(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア 同じ。)、負荷時電圧調整器(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボル 五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同 以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。)、周波数変換機器(容量十五万キロ 力用コンデンサー(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペ る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。)、電 トアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。)、負荷時電圧位相調整器 でにおいて同じ。) じ。)並びに遮断器(電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。 以下口からトま ア以上の群に属するものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。)、分路リアクトル及び る。以下口からホまでにおいて同じ。)、調相機(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係 (送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限

略

ト| | | | 並びに電力貯蔵装置 機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。 |相機(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調 蕃電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器(電 に限る。 、ペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル及び限流リアクトル(電圧十七万 蕃電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の ルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換 電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトア (出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のもの

略

略

官

はその運転を停止しなければならなくなることをいう。 の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、 |保作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又||放電支障事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物

十二・十三

第三条 電気事業者(法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条におい 欄に掲げる者が異なる事故は、 電側設備を除く。)以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関し 道の専用敷地内に設置されるものを除く。)に属するもの(変電所の直流き電側設備又は交流き れ又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路(電気鉄 軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用さ 物を設置する者にあつては自家用電気工作物(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、 に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の 電気工作物(原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、自家用電気工作 て同じ。)又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する 次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者 経済産業大臣に報告しなければならない。

> でにおいて同じ。 じ。)並びに遮断器(電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下口からトま ボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。)、整流機器(容量十 以上のものに限る。以下口からへまでにおいて同じ。)、周波数変換機器(容量十五万キロ 限流リアクトル(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア 同じ。)、負荷時電圧調整器(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボル 五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下口からトまでにおいて同 ア以上の群に属するものに限る。以下口からへまでにおいて同じ。)、分路リアクトル及び カ用コンデンサー(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペ る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからへまでにおいて同じ。)、電 トアンペア以上のものに限る。以下口からへまでにおいて同じ。)、負荷時電圧位相調整器 る。以下口からへまでにおいて同じ。)、調相機(送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係 (送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限

口~ホ

ヘ/ チ

四 ~ 十

十一・十二 略

第三条 電気事業者(法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条にお 物を設置する者にあつては自家用電気工作物(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、 なければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げ 敷地内に設置されるものを除く。)に属するもの(変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備 れ又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路(電気鉄道の専用 軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用さ 電気工作物(原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、自家用電気工作 る者が異なる事故は、 表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告し を除く。)以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、次の て同じ。)又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する 経済産業大臣に報告しなければならない

2 女 [) 前	+1	九川	# ハナロ・* 「八	七	六	五	<u>—</u>			
て)ホラニニウーテーζメ゙トラード、エースーズトラニトートーニューズトニトーエースでパートートードードードートートートートートートートートートートートートートー	~十四 [略]	十二号に掲げるものを除く。) (無給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第十一号及び第間が十分以上のもの(第十一号及び第一条をできる。)	不供給支障電力が七千キロワット以上 七万キロワット未満の供給支障事故で もの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給 支障事故であつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あつて、その支障時間が一時間以上の あって、その支障時間が一時間以上の あって、その支障時間が一時間以上の あって、その支障時間が一時間以上の あって、その支障時間が一時間以上の あって、その支障時間が一時間以上の からいとのもの(第十号及び第十二号に おいとのもの(第十号及び第十二号に おいとのもの(第十号及び第十二号に	係る七日間以上の放電支障事故出力十万キロワット以上の蓄電所に	[略]	イ〜ハ [略] 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 (第一号、第三号及びを除く。)	チーヌ [略] ト 出力一万キロワット以上又は容量ト ト 出力一万キロワット以上又は容量 ト 出力一万キロワット以上又は容量	√三 [略]		事故
間	[略]	略	略	監督部長配気工作物の設置の場	[略]	略	略	[略]	電気事業者	報告
以内可能な限り速やかに表	[略]	略	略	監督部長配督部長監督部長	[略]	[略]	[略]	[略]	置する者	先

[略]	[略]	九~十三 [略]
略	略	八 供給支障電力が十万キロワット以上 一号に掲げるものを除く。)
略	略	七 供給支障電力が七千キロワット以上七 供給支障電力が七千キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のちの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの(第九号及び第十一号に掲げるものを除く。)
[新設]	新設	[新設]
[略]	[略]	六 [略]
略	略	五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 (第一号、第三号及び除く。)
		ト~リ [略]
		「新設」
[略]	[略]	四同上
[略]	[略]	一~三 [略]
[上三]	[〒上]	
[岡土]	三]	[恒十]

と 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事 前項の規定による報告は、事故の発生のつた目がら記算して三十日以内に様式第十三の報告書 法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書 法により行うとともに、事故の発生を知つた目から起算して三十日以内に様式第十三の報告書 法により行うとともに、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方 故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方 故の発生の日時及び場所、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事

又は変電所、開閉所れた発電所、蓄電所、蓄電所、蓄電所、蓄電所、蓄電が

若しくはこれらに準

四号)第三条第一項

五十一年法律第六十

振動規制法(昭和

官

物であつて、同法第ずる場所の電気工作

二条第一項の特定施

\ 匹

略

あらかじめ

届出を要する場合

届出期限

五の二

略

Ŧi.

略

始時刻の繰上げ又は電気工作物の使用開

使用の方法を変更す設に該当するものの

る場合(当該変更が

七~十三

略

略

除く。)

げを伴わない場合を使用終了時刻の繰下

(公害防止等に関する届出)

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げ第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を必要とする工事のて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事のである場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げ第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲

第四条 [同上] (公害防止等に関する届出)

略	当該変更に係る事項	[略]	[略] 届出事項
単 ヨ 作 故 東 女 り	ト 、 に ト あ 十 電 の 流 キ 換 ッ は ア 量 ト 物 所 る	する電気工作物、火 満の水力発電所に属	経済産業大臣(出力
七~十二三略]	わ 了 の 作 (五の二 [略]	一~四 同上
略			[同上]
<u></u>	同上	[略]	[略]
る保安通信設備に属する電気工作物に係る場合電気工作物に係る場合は、当該電気工作物で係る場合の設置の場所を管轄の設置の場所を管轄	c i に l る 個 は ク 初 ○ 取 r は り l 以 f 友 l る	する電気工作物、火 満の水力発電所に属	経済産業大臣 (出力

	[同上]	閉若物に特設二	十五 振動規制法第二 という。)に 定施設」という。)に 定施設」という。)に 定施設」という。)に 変当する電気工作物 を設置する発電所若		個数及び使用の方法並 個数及び使用の方法並		十五 振動規制法第二 全設置する発電所、 を設置する発電所、 を設置する発電所、	
		7\$ -	作物が特定施設となった場合				物が特定施設となつた場合	
		上に閉若に	準ずる場所の電気工 の若しくはこれらに のおしくは変電所、開閉 では変電所、開閉				若しくはこれらに準なつた場合又は指定なつた場合又は指定	
		場 一 に さ	という。)となつた場おいて「指定地域」の規定により指定さ				定地域」という。)と (この号において「指 (ます) 指定された地域 条第一項の規定によ	
		垻所す若く設	が同法第三条第一項では変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を設置の場所が関係を設めている。				置の場所が同法第三 開閉所若しくはごれ 開閉所若しくはこれ に準ずる場所の設	
当該発電所又は変電 所、開閉所若しくは の設置の場所を管轄 する産業保安監督部	同上	当施の一九昭	十四 騒音規制法(昭 中四 騒音規制法(昭 東の特定施設(この 現の特定施設(この 写において「特定施	当該発電所、蓄電所 又は変電所、開閉所 若しくはこれらに準 ずる場所の設置の場 所を管轄する産業保	上の方法 上の方法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三十日以内	設」という。)に該当 十八号)第二条第一 年において「特定施 号において「特定施 号において「特定施」 (この	
長。第六号に掲げる場合にあつては、当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長)				所を管轄する産業保安監督部長。第六号に掲げる場合にあつては、当該発電所、 蓄電所又は変電所、 蓄電所又は変電所、 蓄電所ではこれらに準ずる場所の設 産業保安監督部長。				

(法人にあつては名称、代表者の氏名若 しくは住所又は事業 場の名称若しくは所 在地) に変更があつ	電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する	十六 第一号、第二号 の施設、第三号、第 四号、第五号の二若 しくは第六号の電気 しくは第六号の電気 上で物又は騒音規制 法第三条第一項の規 定により指定された 地域内に設置される	所 膜膜 所老しくは これらに準ずる場所 により指定された地 第三条第一項の規定 により指定された地域 (この号において域 (この号において域 (この号において 域 (この号においる 場所が同法 しくは変電所、蓄電所若しくは 変電所、 開閉 しくは変電所、 下若しくは 変電所、 下若しくは で 地域内に設置された地域 (この号に対して) は で は で は で は で は で は で は で は で は で は
		遅滞なく変更又は廃止の後	
	田をする場合を除く。) の十三第九項(同条第一項の変更に限る。)及び法第二十七条の二十七第三項 (同条第一項一号の事項の変更に限る。)の届	変更のあつた事項(電 気事業者が法第九条第 二項(法第六条第二項 (法第六条第二十七条 限る。)、法第二十七条 限る。)、法第二十七条 同十二において準用す る法第九条第二項(法 る法第九条第二項(法	
	- M 7 X - Z M	当該施設又は当該電子を監督部長を監督部長を監督部長	
では名称、代表者 では事業場の名称若 では所在地)に変 でであった場合	関所若しくはこれら に準ずる場所の電気 工作物であつて同法 第二条第一項の特定 施設に該当するもの を設置する者の氏名	十六 第一号、第二号 若しくは第二号の二 おしくは第二号の二 四号、第五号の二若 しくは第六号の電気 工作物又は騒音規制 法第三条第一項の規 法第三条第一項の規 法第三条第一項の規 おり指定された	所孝しくはこれらに 場所が同法第三条第 一項の規定により指 定された地域(この 号において「指定地域」という。)となつ た場合又は指定地域(この 所若しくは変電所、 所若しくは変電所、 らに準ずる場所の電 となつた場合
		同上	
		同上	
		同上	

水曜日

十七

略

十七の二

騒音規制法

同上

同上

同上

略

第三条第一項の規定

により指定された地

所又はこれらに準ず 電所、変電所、開閉 域内に設置される発

条 自家用電気工作物(原子力発電工作物を除く。)を設置する者は、(自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告)
当該廃止に係る事項
当該廃止に係る事項

十七の二の二

振動規

同上

同上

同上

の全てを廃止した場 該当する電気工作物 第一項の特定施設に る場所の同法第二条

規定により指定され 制法第三条第一項の

その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければな 発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場

令和 4 年 1 1 月 3O 日

- 合(法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定によ る届出をした工事に伴い変更した場合を除く。)
- は配電線路を廃止した場合 発電所、蓄電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しく

十七の三~十八の三

略

略

略

略

設に該当する電気工

準ずる場所の同法第 開閉所又はこれらに る発電所、変電所、 た地域内に設置され

一条第一項の特定施

作物の全てを廃止し

た場合

(自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告)

第五条

同上

- 四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出を した工事に伴い変更した場合を除く。) 発電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合(法第
- 二 発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線 路を廃止した場合

需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第3条に掲げる事故以外に大臣又は産業保安監督部長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

4

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

飛出第8(第2※圏系)

年度分

電 気 保 安 年 報 第1表電気事故件数総括表

事業者名

令和	4 年	≛ 1 1	月	30	日	水	.曜日	1	Έ	言		幸	Ž				(号	外角	92	55	5 号	·)	
輸水	楊) 故波及	(再 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色 色		- 舎		角	蔡紹	配偶的	HD	配数が	線路高圧線路	帮 彩					馬尼	発曲			事故発生箇所		1
1 発雷支障事故以以前妻」	自家用電気工作 物を設置する者	電気事業者	□ □ □ □	他社事故波及 (被害なし)	需要設備	低圧配電線路	zh:	甚	架空	빠	善	架空	変電所	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-박	風力	太陽電池	燃料電池	火 力	* 1	±箇所	供給支障	事故の種類
び及び放電																					在		
																					浦	1	雷气火災
																					型		
(関係報告																					在	2	E.
- 規則第:																					浦	1 E	威雷死傷
3条に規2																					平		-5.
電気関係報告規則第3条に規定する事故について記載する																					在	る処	電気工作物の破損等に
なについ																					浦	傷・物排	物の破損
で記載す										***********************											7		「よご義
, (1 9,																					在	主要量	
																					浦	主要電気工作物	画
-																					型	g	電気工作物の破損
																					在	その街	の破損
-																					浦	その他の工作物	
-																					<u> </u>		東羅.
																							供給支糧 (被人
-																					有	<u>}</u>	- 劉全墨仲刊入劉全墨宏
-		***************************************																			浦	9 2 3 6	全職併打
																					十		
																					浦	へんの街	(事業法)
-													***************************************								#	の事故報;	電気事業法第106条に基
-																					在		肿
																					浦	- 4 - 4	事扮絵件数
																					咖啡	3	

2

本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第2表 水力発電所(水力設備)事故被害数表 **年度分**

# 2	令	和	4	年	1	1	月	3	О	日		水	曜	3	,	官				報						((号	外	第	25	55	5 5	号)		
### ### ### ### #### ##### ##### ######	備老	□⊳	4	建	÷	揚力	諮											*				放	*	シッ	華	沈	取	Ä			被急			7	
(中間) (2011年)	1 用紙の大きさは、日	파						ᅖ	動制御装		油・潤滑油装	Æ	速接		迁	コッシン	ケッ		ソナ	内羽	水弁・制水		管	ドタンク・サージタン			強	٨	池·調整	/	写箇所 /	/			
#	本工業規格 A																																	設備不備	
中央	4 と す る																																		
日 然 災 告	7																																	保守不備	
1	i ·																													3			風		
本 山・ ガ塩 作過 公意 世 地等接触 他等接触 他等接数 大 不 所当 方 者 の過	:																													Щ			*		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
本 山・ ガ塩 作過 公意 世 地等接触 他等接触 他等接数 大 不 所当 方 者 の過																															田貴	ł		然	24/3/5
																														颇			去		年度分
数意・過失 他物接触 他事故改及 そ 不 一																																-			
事業者名:																															Щ		_		4
事業者名:																																		女	\[\frac{1}{2} \]
事業者名: 他物接触 他事故波及																																		意・過失	,
事業者名:																																	\dashv	台	
中																														強	掖	獣	ř	勿接触	
- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・																														土			Ш	他事故	事業
○ 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日																														牛	************		쇰	波及	者名:
																																0			

第3表 水力発電所(電気設備)事故被害数表

年度分

事業者名:

										年度	分			事	業者	名:					
\setminus		設備	不備	保守	不備		自	í	然	災	害		故意	・過失	他物	接触	他事情	汝波及	そ	不	合
\		製	施	保	自	風	氷		地	水	Щ	塩	作	公	樹	鳥	自	他			
	原因	作	エ	守	6-6-						崩		業	衆							
		不	不	不	然			雷			れ	ちり	者	の 失故	木	獣			の		
被	害箇所				劣			田					の	意	接	接					
		完	完	完							雪	ガ	過						他	明	計
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	過	触	触	社	社	112	191	ПП
	電機子巻線																				
発	界磁卷線																				
電	軸 受																				
	励 磁 装 置																				
機	その他																				
	計																				
	巻線																				
,	ブッシング																				
主要変圧	冷却装置												-								
変																					
出器	電圧調整装置																				
	そ の 他																				
	計																				
	調相機																				
ł	接地装置																				
	避 雷 器																				
電力	カ用コンデンサー																				
3	分路リアクトル																				
31	秀導電圧調整器																				
負	荷時電圧調整器																				
7	由入遮断器																				
7	 びいし型遮断器																				
	空 気 遮 断 器																				
	兹気遮断器																				

	の他遮断器																				
	開閉器																				
	断路器																				
J.	所内変圧器																				
	起動用変圧器																				
	非常用予備発電装置																				
計	器用変成器																				
計	器 · 継電器類																				
	主 要 回 路																				
衤	甫 助 回 路																				
#	削御回路																				
	御電源装置																				
	その他																				
									ļ			 		-							
		L	L				L	L		L	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	L				

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

² 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(1) 火力発電所(汽力設備)事故被害数表 _{年度分}

官

								年度分									- 事業				_
	設備	i不備	保守	不備			自	然 災	害			故意	過失	他物	接触	他事	效波及	燃	そ	不	合
原因	製	施	保	自	風	氷		地	水	Ш	塩	作	過公	樹	鳥	自	他	料			
	作	工不完全	守	然						崩		業	衆の	*	446			1-1	の		
	不	不	守不				雷			れ	スちり	者の過	0	木	獣			不	0		
被害箇所	完	皇	宗	劣						· 雪	9	の 'B	故	接	接						
	全	全	完全	化	雨	48		震	害	崩	ガ	失	意 失・	触	触	社	社	良	他	明	計
164 VCI 3tt 445 VCC 466 3tt 466	<u> </u>			IL.	1413	101		/JPC		19/1			人,	лж	PER	Ţ.L.	T.L.		165	-91	
燃料設備運搬設備																					
(石灰炭) その他	4					ļ															
計																					
貯 蔵 設 備																					
燃料設備運搬設備	i																				
(重油・原油) そ の 他	į.																				
計																					
貯 蔵 設 備																					
燃料設備運搬設備																					
(液化ガス) そ の 他																					
計	+																				
貯 蔵 設 備	1																				
											-						-				
燃料設備運搬設備		-	-		 	 	-	-	 			ļ	-				-	ļl			
(その他ガス) そ の 他	4	ļ				<u> </u>		 	ļ			ļ		L		ļ	ļ				
計	+																				igwdown
その他燃料設備												ļ									
燃 焼 用 機 器																					
灰 じん 輸 送 装 置																					
給水ポンフ	1																				
給水·ポ/ラー水加和砂棉																					
給水設備 給水・ボイラー水処理設備	1																				
(V 1	4																				
計	\perp																				
熱 交 換 器																					
主蒸気管・主給水管	-																				
配 管 設 備 表 気 だ め そ の 他																					
配管設備その他																					
計	+																				
胴・管寄せ	_																				
水								_													
						_															-
過熱器																					
ボ イ ラ ー 再 熱 器																					$\overline{}$
<u> </u> 火																					
節 炭 器																					
そ の 他	i l																				
計																					
独立過熱器	T																				
蒸 気 貯 蔵 器																					
独立節炭器																					
空気予熱器	\vdash																				-
通風機	<u> </u>																				
通風設備その他		-															-				
理 風 設 畑 で り 他	+	 				 	-										_				
	+					 			-		-	-	-				_				
空気圧縮機・空気だめ	4																				
空 気 ・ ガ ス ガス圧縮機・ガスだめ	,																				
						-		-	<u> </u>		-		-				-				
圧縮設備その他	4	_				-											_				
計																					
ばい煙処理設備																					
排 水 処 理 設 備																					
廃 棄 物 焼 却 炉																					
蒸気井																					
ケーシンク	1																				
隔板・円板・羽根																					
主																					
itith 22						-															
タ ー ビ ン 調 速 装 置		-				-		-	-	-							-				
潤 滑 油 装 筐		 		-		-	-					-					_				-
			-		-	 		_		-	-	-	-				-				
そ の 他	4	-				—			-					<u> </u>			\vdash				\vdash
計					ļ		ļ	-	_								-				
復 水 器																	_				
復 水 設 備 そ の 他																					
	4																				
計																					
冷却搭·冷却水路																					
自動制御装置																					
建物	-																				-
そ の 他	+	-				 	-	-				 	-				-				
合計	+							\vdash		<u> </u>		-		-			\vdash				-
Ti fiT		L		L		L	L	1	1			L					1				

合 計 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。 2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(2) 火力発電所(ガスタービン設備)事故被害数表

年度分

		->n. /:#:		/D ch				14	bls (((rte			44.32	\H #-			/b ==c+	4. Ndz T7	燃	そ	不	合
	per per	設備		保守		test	Ne	B	然災		. f.	14=		・過失	他物		他事情		Min			
	原因	製	施	保	自	風	氷		地	水	山崩	塩	作業	公衆	樹	鳥	自	他	料			
		作	エ	守	然						nn h	ち	者	の 故	木	鴩				の		
		不	不	不	(IA)			雷				ŋ	の	意	Ante	Auto			不			
被害箇所		完	完	完	劣						雪	ガ	過	過	接	接						
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	失	触	触	社	社	良	他	明	計
貯 蔵	設備																					
燃運搬	設備																					
燃料設備をかった。	他																					
7/用 計																						
燃焼用機	. 器																					
熱交換																					-	
配管設																						
作動用空気加																						$\vdash\vdash\vdash$
燃燒用空気予																						\vdash
ガス発生																						
通風設																						
空圧 空気圧縮機・	・空気だめ																					
気縮ガス圧縮機・	・ガスだめ																					
ガ設 そ の																						
ス備計																						
ケーシ	ング																					
隔板・円板																						
ガ主	軸																					
ター																						
	装置																					
ビ淵滑油																						\vdash
11-3 11-3 11-1		-																				
そ の																						
計																						
自動制御装																						igsqcut
	物																					
その	他																					
合	計																					

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(3) 火力発電所(内燃力設備)事故被害数表

年度分

		設備	不備	保守	不備			自	然 災	害			故意	過失	他物	接触	他事情	放波及	燃	そ	不	合
被被	原 因害箇所	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地	水	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自	他	料不良	の他	明	計
炒									,,,,						,,		,					
	機関本体																					
内	調速装置																					
燃機	潤 滑 油 装 置																					
関	そ の 他																					
	計																					
空急	気だめ・空気圧縮機																					
ù	通 風 設 備																					
冶	却水設備																					
É	動制御装置																					
3	业 物																					
	その他																					
1	計																					

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所(電気設備)事故被害数表[原動力種別:

年度分

一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次										年度	.'n					=	事業者	14				
株 日 日 日 日 日 日 日 日 日			設備	不備	保守	不備		自	条	\$	災	害		故意	・過失	他物	接触	他事情	汝波及	そ	不	合
横下的所	\	原 因	製	施	保	自	風	氷		地	水		ı	1	公衆	樹	鳥	自	他			
被害衛所 完 完 欠 次 次 化 用 密			作	工	守	然						ı	1	1	の	木	獣			D		
接換有簡所 完全全化 用 雪 炭 治 治			不	不	不				雷					ı	故音					• >		
他成子 全発 一	被被	安害箇所 \	完	完	完	劣							ı	l		接	接					
程度子登段			全	全	全	11:	雨	雪		震	害	ı		1		触	触	社.	社.	他	明	計
発		電機子券線																				
 競 交 の 他 計 財 券							<u> </u>															
議																						
世	電											<u> </u>	<u> </u>									
計	1																					
世 接 様 グ ク シン グ グ ク タ 支 置																						
アッシング																						
一																						
器 そ の 他 計																						
器 そ の 他 計	変に																					
計 相 機 接 地 装 選																						
調 相 機 接 地 装 匿																						
接 地 装 置	=																					
 避 雷 器 電力用コンデンサー 分路リアクトル 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 自荷時電圧調整器 自荷時電圧調整器 連 所 器 一																						
 電力用コンデンサー 分路リアクトル 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 油 入 遮 断器																						
分路リアクトル 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 () 油 入 遮 町 器 () がいし型遮断器 () 空 気 遮 町 器 () 磁 気 遮 町 器 () ガ ス 遮 町 器 () で の 他 遮断器 () の 他 遮断器 () カ ス 遮 町 器 () ガ ス 遮 町 器 () カ ス 変 町 器 () カ ス 変 町 器 () カ カ カ カ カ カ リ カ カ リ リ カ リ リ リ リ リ リ リ リ																						
誘導電圧調整器 自有時電圧調整器 油 人 遮 斯 器 2 気 遮 斯 器 恋 質 斯 器 3						<u> </u>																
油入遮断器 1 がいし型遮断器 2 空気遮断器 1 磁気遮断器 1 ガス遮断器 1 その他遮断器 1 財 路器 1 所 內変圧器 1 起動用変圧器 1 計器用変成器 1 計器中変成器 1 計器・継電器額 1 主要回路 1 補助回路 1 制御電源装置 2 その他 1	\vdash																					
がいし型遮断器 空気 遮断器 磁気 遮断器 が ス 遮断器 が ス 遮断器 そ の 他 遮断器 開 閉 器 断 路 器 所 内 変 圧 器 起 動 用 変 圧 器 非常用予備発電装置 計 器 用 変 成 器 計 器 ・ 継電器類 主 要 回 路 補 助 回 路 制 御 回 路 制 御 回 路																						
 空気遮断器 磁気遮断器 ガス遮断器 その他遮断器 開 閉 器 断 路 器 所内変圧器 起動用変圧器 非常用予備発電装置 計器用変成器 計器 P 変成器 計器・継電器類 主 要 回 路 補 助 回 路 制 御 回 路 制 御 面 路 制 御 電源装置 そ の 他 	油	入遮断器																				
磁気遮断器 ガス遮断器 その他遮断器 開 閉 器 断 路 器 所 内変 圧器 起動用変 圧器 非常用予備発電装置 計器用変 成器 計器・継電器類 主 要 回 路 補 助 回 路 制 御 回 路	が	いし型遮断器																				
ガス遮断器 その他遮断器 開 開 器 断 路 器 所 路 器 所 内変圧器 起動用変圧器 非常用子備発電装置 計器用変成器 計器・継電器類 主 要 回 路 補 助 回 路 制 御 回 路	空	気 遮 断 器																				
その他適断器	磁	気 遮 断 器																				
開 閉 器																						
断 路 器	そ	の 他 遮断器																				
所 内 変 圧 器	ß	開 閉 器																				
起動用変圧器	因	折 路 器																				
非常用予備発電装置 計器用変成器 計器・継電器類 主要回路 補助回路 制御回路 制御電源装置 その他	所	内変圧器																				
計器用変成器 計器・継電器類 主要回路 補助回路 制御回路 制御電源装置 その他	起!	動用変圧器																				
計器・継電器類 主要回路 補助回路 制御回路 制御電源装置 その他	非常	用予備発電装置																				
主要回路 補助回路 制御回路 制御電源装置 その他	計	器用変成器																				
補助回路 制御回路 制御電源装置 その他	計	器 · 継電器類																				
制 御 回 路 制 御 電 源 装 置 そ の 他	主	要回路																				
制 御 電 源 装 置 そ の 他	補	助回路																				
そ の 他	制	御回路																				
	制	御電源装置																				
合 計	7	その他																				
	合	計																				

- 備考1 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第6表 太陽電池発電所 事故被害数表

年度分

事業者名: _____

		迎/借	不備	保守	不借		自	熱	十		 象		地音	過失		接触		文波及	そ	不	合
	原因	製	施	保保	自	風	氷	<i>K</i>	地	水	※	塩	作	公公	樹	鳥	自	他	,		
	原 囚				Н)933,	小		TE	八	崩	·	業	衆	加	,Feed	Н	TEL			
		作	工.	守	然						nn n	ち	者	の +4:	木	獣			の		
		不	不	不	415			雷				り	の	故意	Lafa	Lata					
被害箇	所	完	完	完	劣						雪	ガ	過	· 過	接	接					
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	失	触	触	社	社	他	明	計
太陽	電池																				
巻	線																				
す ブッ	シング																				
要冷步	却 装 置																				
要変圧圧	調整装置																				
器そ	の他																				
	計																				
調末	目機																				
	装 置																				
	1 器																				
電力用コン																					
	アクトル																				
	アクトル																				
	E調整器																				
負荷時電																					
	位相調整器																				
周波数多																					
整流																					
	奥装置																				
	生 断 器																				
	型遮断器																				
	生 断 器																				
	生 断 器																				
ガスル																					
	進断器																				
	月 器 各 器																				
所内多																					
	変圧器																				
	#発電装置 - 2																				
	変成器																				
	継電器類																				
主要																					
補助																					
	回 路																				
	源装置																				
	 箱																				
	り他																				
合	計																				

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

² 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

報

									年度	分					1	事業者	f名:				
		設備	不備	保守	不備		自	然	\$	見	象		故意	・過失	他物	接触	他事情	汝波及	そ	不	合
\	原 因	製	施	保	自	風	氷		地	水	Щ	塩	作	公	樹	鳥	自	他			
		作	工	守	fels.						崩		業	衆の	-4-	286 15					
		不	不	不	然			雷			れ	ちり	者	故	木	獣			の		
1	hu-t 64				劣			100			•		の	意・	接	接					
1 1	按害箇所 \	完	完	完							雪	ガ	過	過							
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	失	角虫	触	社	社	他	明	計
	電機子巻線																				
発	界磁卷線																				
enti-	軸 受																				
電	励磁装置																				
機	その他																				
	計																				
	巻線	<u> </u>																			
	ブッシング												<u> </u>				<u> </u>				
主要		 																			
要変	冷却装置																				
圧	電圧調整装置		-										ļ								
器	そ の 他	ļ											<u> </u>								
	計																				
	ブレード																				
風	増 速 器																				
力	ハ ブ																				
	主軸																				
機	支 持 物																				
関	その他												-								
1~	計	<u> </u>		-									 	-			 				
-			-								-		<u> </u>				_				
-	調相機		-																		\vdash
\vdash	逆 地 装 置		_																		
-	避 雷 器																				\vdash
-	用コンデンサー																				
分	路リアクトル																				
胏	浸流リアクトル																				
訝	導電圧調整器																				
負	荷時電圧調整器																				
負荷	時電圧位相調整器																				
店	波数変換機器																				
整	逐流機器																				
-	変換装置																\vdash				
	1入遮断器																				
	いし型遮断器	<u> </u>											<u> </u>								\vdash
-		-		-									-								
	宝気遮断器	-	_											_				-			
	幺気 遮 断 器	ļ											ļ								
	ガス遮断器	ļ	<u> </u>														<u> </u>				
	の 他 遮断器	ļ																			
	期 閉 器																				
	斯 路 器																				
所	「内変圧器																				
起	動用変圧器																				
	対用予備発電装置																				
	器用変成器																				
	器 · 継電器類																				
-		<u> </u>	-								-		<u> </u>	-			_				\vdash
\vdash	要回路		_				_						-	_			_				
-	前 助 回 路	-		_									<u> </u>								$\vdash\vdash\vdash$
-	即 回 路																_				\square
\vdash	御電源装置																				
	その他																				
合	計	L											L				L				
	te de a III de a																_				

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第8表 蓄電所 事故被害数表

報

年度分

事業者名:

_													美有			7	7				
			不備	保守	不備		自	烈			象			・過失		接触		文波及	そ	不	合
`	原 因	製	施	保	自	風	氷		地	水	Щ	塩	作	公	樹	鳥	自	他			
		作	工	守	然						崩	·	業	衆 の	-	4146					
		不	不	不	<i>**</i> *			雷			れ	ちり	者	故	木	獣			の		
Jan-					劣			Ш			•		の	意・	接	接					
他	按害箇所 \	完	完	完							雪	ガ	過	過							
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	失	触	触	社	社	他	明	計
	巻線																				
主	ブッシング																				
要	冷却装置																				
一要変圧	電圧調整装置																				
器	その他																				
	計																				
	調相機 票																				
	地装置																				
	壁 雷 器																				
電力	用コンデンサー																				
分	路リアクトル																				
限	流リアクトル																				
誘	導電圧調整器																				
負征	肯時電圧調整器																				
-	時電圧位相調整器																				
	波数変換機器																				
	流機器																				
	変換装置																				
	八 遮 断 器																				
が	いし型遮断器																				
空	気 遮 断 器																				
磁	気 遮 断 器																				
ガ	、ス 遮 断 器																				
そ	の 他 遮断器																				
	開 閉 器																				
_	断路器																				
	力貯蔵装置																				
	内変圧器																				
	動用変圧器																				-
	用予備発電装置																				
計	器用変成器																				
計	器 ・ 継電器類																				
主	要 回 路																				
補	助 回 路																				
	御 回 路																				
	御電源装置																				
集																					
	その他																				
合	計																				

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

² 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第9表 変電所事故被害数表

年度分

報

事業者名:

											年度	刀			尹	来有	名:					
\setminus		設備	不備	保守	不備		自	然	÷	災	害		故意	・過失	他物	接触	他事故	汝波及	火	そ	不	合
\	原因	製	施	保	自	風	氷		地	水	山	塩	作	公	樹	鳥	自	他				
		作	工	守							崩	•	業	衆								l
					然			-			れ	ちゃ	者	の	木	獣				の		
		不	不	不	劣			雷			•	り •	の	失故 意	接	接						
初	按害箇所 🔪	完	完	完	27						雪	ガ	過	•	1女	150						
		全	全	全	化	雨	雪		震	害	崩	ス	失	過	触	触	社	社	災	他	明	計
	巻線																					
主	ブッシング																					
要	冷却装置																					
要変圧	電圧調整装置																					
器	その他	 											<u> </u>				\vdash					
	計																				\vdash	
-																						
周	変 圧 器																					
波	バルブ																<u> </u>					
周波数変換	制御装置																					
換	直流リアクトル																					
機器	高周波フィルタ																					
	計																					
	調相機																					
接	接 地 装 置																					
	避雷器																					
電力	刀用コンデンサー																					
矣	分路リアクトル																					
部	秀導電圧調整器																					
負	荷時電圧調整器																					
淮	由入遮断器																					
	ぶいし型遮断器																					
-	三気遮断器																					
-	兹 気 遮 断 器																					
-	ブス遮断器																					
\vdash	の他遮断器																				\vdash	
-																						
-	開 閉 器																					
⊢	断路器																					
⊢	力貯蔵装置																					<u> </u>
<u></u>	内 変 圧 器																<u> </u>					
-	器用変成器												ļ				<u> </u>					ļ
計	器 · 継電器類																					
È	三 要 回 路																					
有	崩 助 回 路																					
伟	削 御 回 路																					
制	御電源装置																					
殞	生 物																					
7	この 他																					
合																						
	************************************	l	l							<u> </u>	L		<u> </u>				<u> </u>				ш	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

² 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

1	书 答	器	架空電		
単故の種類電圧別 ^(VA) 表		事故の種類電圧別(KV)			+ + + +
1511-161511	100以上 日中線事 日 分 卑 ケ ー ブ ケーブ イーブ	成 学 条 数 数 数 相 間 無 額 数 据 地 額 第 数 地 語 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	大路 大路 一番 画画 画画 一番 スペップ・スペップ・スペップ・スペップ・スペップ・スペップ・スペップ・スペップ・	1 名 技	
東	1以に 1以 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一			党
理が 暦 (0) (1)	R	(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		(3) (3) (4) (4)	
四緒編集 他 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	数の人を強いを表して	75		数し	\square
() () () () () () () () () ()					全事故件数
れ ・					四
数					設製作不完全
 一 棟 按 旭 相 開 板 癌 接 地 短 磐 度 の 他 5以下 5以下 10・154 10・22・275 87・22・275 87・22・275 10・以上 10・154 11・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1					製作 不完全權權 工不完全 種種 工不完全
* A					保保守不完全
- 海 - 本 - 第 - 4					保保守不完全
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					到
+ 8 2 8					- 典
開 ・ ・					田 田田
					海
					山崩れ・暫調
					植・ちり・ガス因
					阿作業者の過失
					# 大
					(2) 本 (4)
					題 朱 被 魚
					度
MMMMM					その他の他物接触
					在 由 等
					他事故波及 自 他
					* * *
					米 の 角光
					A ··
MMIIII		MMIIIII			커 또 55 55
MMIIII		MMIIII			77 · 66
MMIIII		MMIIIII			1 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
MMIIII		MMIIIII			(kV) 1 1 8 7 7 2 2 2 0 7 5
					h ½ 005

第10表 送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表

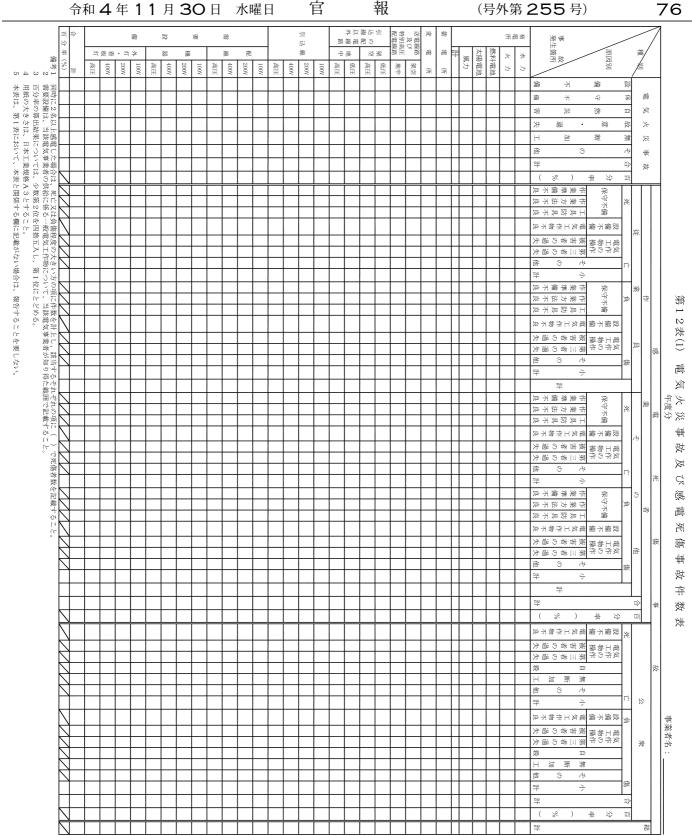
ω 12

用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第11表 高圧配電線路事故件数表 年度分

分

和	4	年	1	1	月	3	0	日	力	く曜	H			官			3	報						(号	外第	2	5	5号)	
_\		器	弧	# -	去	:				7	哭		蘂		픮		Hã	}	}	架										/
- 11	百分		Ч	ケーブ	掖	7 -	百分	1	被害	ψ	華	電力用コ	がい	王器 港			ے	žž	腕		多黎		樂		被害箇所		/		/	
- 11	率 (%)	#	の他	ブレヘッド	接 続 箱	ブル	· (%)	1	* なし		雷 器	ンデンキ	し型開閉	路	몶	圧 器	線	いし	*			ンクリー				/			原因	
-						_	-							絽	絽					往	往	か	菘	$ \angle $						Т
_							<u> </u>																	#	化			命	大型	1000
																								*	化	-	H	H	施	1
																									化		H	4	麻	
																								化	У	*	אונפ	轶	⊪	
																								酋		I	Ą		画	
																								끪					風	
																								Щ					*	
																										H	#			
																								琠					去	1
																								珊					¥	
																								崩	Щ	•	75	崩	E	
																								ス	Ħ	• •	5 (5t •	福	
																								失	崮	9	琳	⋇	净	+
																								失	邮 •	恒	按	ま の	· >>	
																								*					犮	
																								触	Ŕ	Ä.	<u>`</u>	*	華	İ
																								触	Ŕ		Ę	平	電	
1							┢																	触	老 被	会	9	0 名	W	
1									\mid															社					<u></u>	1
1									/															社					一	
		_						-																災	N. 100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100			0.000.000.000.000.000		L
								-																他			9			
							<u> </u>	-																<u> </u>						
\parallel	-	_				-	ig																	明一言						
\parallel	$\left\langle \cdot \right $					-	L	-																				11.0		
\bigvee	\setminus						\mathbb{L}	L																(%			掛	A	



第12表(2) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表

	_												_	_				
	団	□≽	删	低		相用		配置	及び 特別高	送	网	明井			型	礖	**	रेश वर्षा
⇒	分率		舞段	低圧配電線路		高 配電線路		配電線路	声は	送電線路	删	翻	Н		* I	* *	*	海 海
企 地 2 2 4 5	(%)	팩	受 備	[線路]	=\psi	当	雑沿	7	地中	24年	严	學	ilia ilia	風力	大器銀箔	力	, t	展 展 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財
	-					-11	Hà		+	Hà		<u> </u>	Н	+		5	+	
時要分類を記る表示に表示の表示の表示の												-	Н	+	+	+		
2 備の大、名は草を第														\downarrow	-	-		
同時で2名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に作数を計上し、「無数語情は、当該重気事業者の供給に係る一報電気工作物について、当該重気事業者 音数整備は、当該重気事業者の供給に係る一報電気工作物について、当該重気事業者 音の事業が再出無については、少数第2位を囚婚五人し、第1位にとどめる。 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要														4	1	_		電物被害者による主機を指揮を発生を発生を発生を発生を発生を
数数単の間間を変えませる。																		江銀 第三者による作作 第三者による
た事の工で場案と																		1 小 0
合者は規本はの、格表														1	T	1		11
、乗少区所給数の関											ļ		Н	\dagger	\dagger	+	-	業電気工作物の破損
二こ第二系文体のすすにそれる													H	+	+	-	-	\mathref{m}
食一名に機能の発売	-												Н	+	+	-		電気工作物の欠陥
程會格。記度寫其											ļ	ļ		4		<u> </u>		電物一般書者による一般の大学者による工機の作業の工業を
の工人が																		日 作作 第三者による
おあった																		破りの金
5の項 ついて 1位に 計法、														1				平 >
に、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・											ļ		H	\dagger	+	<u> </u>		ΨΨ.
教談のする富ろろ											-		Н	+	+	+	-	富気工作物の破損
い 海津	-												H	+	+	+-		
上し、該当する 事業者が知り とを要しない。													Ш	4	+		_	
該当するそれぞれの項に (が知り得た顧用で記載する ;しない。													Ц	\perp	1			電数 被害者による 一工機 第三者による 作作 第三者による
る律をたた																		工を作りませるよう
が緩が、														1				帝 り 九 6 寄
さられる記述													П	7	\top			中 - 参
重になった。												ļ	H	+	+	+	-	
i.t. ○												<u> </u>	H	+	+	+	-	段 希 一
, 4.													Н	4	_	-		損してあり、は
施														_				第 電物 被害者による (実施・指による) 上機 (単性による) 化作作 第三者による
教名																		に加権第三者によるよう
50000000000000000000000000000000000000																		が一般が、日本の
で死傷者数を記載するこ													H	\dagger	T			章
Ů.	-											ļ	Н	+	+	+	-	<u> </u>
													Н	+	+	-	-	女 上
													Ш	4	\perp	-		按
													Ц	_	1			四 (%) 图
																		電気工作物の破損
																		死電気工作物の欠陥
													П	T		T		電物被害者による
													H	\dagger	\dagger			三様 第三者による作作 第三者による
													H	+	+	+	-	
											-	-	\vdash	+	+	-		1
													Ш	4	1	_		<u></u>
																		電気工作物の破損
																		負電気工作物の欠陥
													П	1	T			悪物被害者による
													Н	\dagger	\dagger	T		文の 八次の 八次の 八次の 八次の 八次 八次 八次
	-											-	Н	+	+	+	-	
	-										-	-	Н	+	+	+-		施りの動
													Ц	4	1	4	_	平 >
																		並
																		中 企 率 (%)
													П	寸	Ť	T	1	「「・・」、「・・」 「・・・」 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
												ļ	Н	+	+	+		名 電等 電気工作物の欠陥
													Н	+	+	+	-	7 Xh
	_											ļ	Н	4	+	-	-	工より変数を考れてよる作り、工場を選り、工場を表している。
													Ш	4	4	1	_	を を 作作 に 三 年 に も に も と ら
													\bigsqcup			\perp		0 鼓 外 家 ⊭
														T				世 章 安 世 世 世
													П	T	T			(%) 樹 岁 団
	\vdash										T		Ħ	\dagger	\dagger	T	1	"" " " " " " " " " " " " " " " " " " "
	\Box					I	II		L	l		L	Ш					

第13表 事故発生箇所別供給支障事故件数表

年度分

一 	4	年 1	1	月	<u>3C</u>) 日	刀	く曜	H		官			報					(号	外	第25	5号)	
盖地	我 我 及 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	: 舍 : 改 . 則)		他社事故	諣	低圧	II F	回用即电線级	바 #	及圧略	电線器作品高速	送金の配	緻	琳		긔(発量			事故発生箇所	/	棄
 主要供給支 需要設備は 用紙の大き 本表は、第 	自家用電気工作 物を設置する者	電気事業者	<u> </u>	他社事故波及(被害なし)	要赞備	配電線路	뿌	善	架空	"	当中	架空	電所	電那	뿌	風力	太陽電池	燃料電池	火 力	水力	生箇所		給 女 障
主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第3条の規定に基づき報告した供給支障事故をいう。 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載するこ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。																					米	7, 000kW	
、電気関係幸 事業者の供給 工業規格 A ・ て、本表と『																					70,000kW 1 未 満	7,000kW 以上	10分未満
級告規則第 給に係る一 1とするこ 18年る欄																					100,000kW · 满	70,000kW 以上 10	
3条の規定 設用電気工 と。 に記載がな																					Z H	100,000kW 7	
に基づき報作物についで場合は、																						7,0 7,000kW 以	10
告した供総 て, 当該電 報告するこ)00kW 満	00kW E	10分以上30分未満
: 文障事故な (気事業者が (とを要しな																					100,000kW 以 未 満	000kW	満
いう。 S知り得た Sい。																					न #	100, 000kW 7, 000kW	
通用で記載す																					満 70,000 未	7,000	30分以
رد ار م																					70,000kW 100,000kW 未 満 未 満	70, 00 以	30分以上 1 時間未満
																					w 以上	0kW 	
																					未	7, 000kW	
																					70, 000kW 未 満	7,000kW 以 上	1 時間以上
																					100, 000kW 未 満	70, 000kW 以上	1時間以上3時間未満
																					Σ F	100, 000kW	- Ant
																					米 護	7, 000kW	
																					70,000kW 100,000kW 未 満 未 満	7,000kW 7 以上	3時間以上
																						70,000kW 以上 10	
																					У Н	100, 000kW	
																					数	中 ——— 非 烟	** 主
																					. 给 故件教诲)	異 無))

79

第14表 需要家停電統計 年度分

事業者名		
里 圣 大 久		

					事業者名: ₋		-
	種別	事		電	作業停電	合 計	算出方法
	1里 加	一般	自然災害	計	下木厅电	— п	弁田万仏
停	電源側						
電							
時	高圧配電線路						
間							
	低圧配電線路						
分							
_	計						
一年	電 源 側						
需問	電 源 側						
需 標 要電	高圧配電線路						
家回)						
当数	低圧配電線路						
た。 た回 り	計						
一年							
需停電	電源 側						
停要。	支压可急纯吸						
家時	高圧配電線路					200	
当間	低圧配電線路						
た た り	1						

備考 1 この表は、	低圧で受電する電気の使用者について記載して	いる。

- 2 電源側には、発電所、変電所、送電線路及び特別高圧配電線路に係るものを記載すること。
- 3 一需要家当たり年間停電回数(回)及び一需要家当たり年間停電時間(分)は、下式により算出する。

0 間支券コルクト間日電出数(日)次0	m 女 水 コ に ノ 上間 口	
	停電低圧電燈需要家口数	(少数第3位を四捨五
一需要冢当たり年間停電回数(回) =		入し、第2位にとどめ
	期首低圧電燈需要家口数	る。)
	停電時間(分) × 停電低圧電燈需要家口数	(少数第1位を四捨五
一需要家当たり年間停電時間(分) =		入し、整数を表示す
	期首低圧電燈需要家口数	る。)
4 田紙の大きさけ ロ木工業担枚 A 4 レオ	ステレ	

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(電気事業法関係手数料規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応第三条 電気事業法関係手数料規則(平成七年通商産業省令第八十一号)の一部を次のように改正する。 するものを掲げていないものは、これを加える。

別								
別表第三		_	=	三‖		四		五 ~ 八
(第三条関係)		略	略	電		電の		[略]
(関係)	IX,	略	略	設置のエ		変 更 の エ		
	区分			蓄電所の設置の工事に係るもの		蓄電所の変更の工事に係るもの		
		略	略	る。 も の		る も の		
	審	略	略		で行う場合 にとが可能 にとが可能	法定事業者検査の所及び当該検査記所及が当該検査記	で 行 う 場 し な が 可 能 し な が 可 能 る が う る が う る り る り る が う り る が う り る が う り る が う の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	[略]
	審査方法の別				一部では、 一をは、 一と、 一と、 一と、 一と、 一と、 一と、 一と、 一と		る合 がら がら が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら り の も り も り り り り り り り り り り り り り り り	
	莂			 	映像及び音声の送受信に より相手の状態を相互に より相手の状態を相互に ことが可能な方法を用い	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保	映像及び音声の送受信に より相手の状態を相互に より相手の状態を相互に ことが可能な方法を用い	
	_	略	略		百ぱる。十十円円、場合、子川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	二 74 フ	百ぱる。(十二万円)カカラス	略
	金額			円) 十七万百円(電 十六万千三百 円	十四万九百円	十二万四千百円 (電子申請によ る場合にあって は、十一万五千	 十万五千七百円 七 (電子申請によ は、九万六千九 は、九万六千九	
				日 物 电	C & D	1	/t C & 口	
別表第三		-	=	新設				三 六
		略	略]	設		設		六 [略]
(第三条関係)	同	略	略					
	上							
		略	略					
		略	略	[新 設	[新 設]	新設		略
					_			
	[同上]							Į.
	[同上]							
	[同土] [同土]	[略]	[略]	新設		新設		[略]

を除く。) をいう。

(電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応第四条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。 するものを掲げていないものは、これを加える。

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、 (用語の定義 改 正 それぞれ当該各号に定めるところ 後 第 条 (用語の定義) 同上 改 正 前

による。 る所(同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されているもの 作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送す「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工 略

その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するも (蓄電所を除く。)をいう。 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器

発電所、蓄電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、

十~十九 用場所相互間の電線(電車線を除く。)並びにこれを支持し、 「電線路」とは、発電所、 蕃電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使 又は保蔵する工作物をいう。

(公害等の防止)

2 置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項の規定による特定施設を設 同法第三条第一項及び第三項の規定による規制基準に適合しなければならない。

- 4 場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水(次項において「特定地下浸透水」 という。)は、同法第八条第一項の環境省令で定める要件に該当してはならない。 用特定施設」という。)を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(次項において「有害物質使
- 5 を浸透させる場合は、この限りでない。 ただし、発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水 定施設は、水質汚濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特 蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法
- 7 開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又 に適合しなければならない。 第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による指定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、

7

り人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければな

は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことによ

四 [新設] ر = 略

発電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、

八|六| 「電七| 略

五

九~十八 [略] (公害等の防止) 互間の電線 (電車線を除く。)並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう。 「電線路」とは、発電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用場所相

2

第三条第一項及び第三項の規定による規制基準に適合しなければならない。 置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法・水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項の規定による特定施設を設

4

- 地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水(次項において「特定地下浸透水」という。) 用特定施設」という。)を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(次項において「有害物質使 同法第八条第一項の環境省令で定める要件に該当してはならない。
- 5 この限りでない。 電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、 水質汚濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、
- 三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合し 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第五条第
- 康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健 しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による指定施設を設置する発電所又は変電所、 有害物質又は指定物

- 8 被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、 水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る 水質汚濁防止法第二条第五項の規定による貯油施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、 油を含む
- 制基準に適合しなければならない 閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第九条第一項の規定による規 法律第九号)第二条第六項の規定による特定施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年以害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を計してしましょう。
- 規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する騒音は、同法第四条第一項又は第 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の 二項の規定による規制基準に適合しなければならない。 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する
- 12 二項の規定による規制基準に適合しなければならない。 規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する振動は、同法第四条第一項又は第 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する
- う。)の崩壊を助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。 路又は電力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地(同法第二条第一項の規定によるものをい に施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、電線 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一
- 14 15

(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止)

第二十三条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所、 る旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講 開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険であ じなければならない。 蓄電所又は変電所、

水曜日

(電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止)

第二十七条の二 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、蓄電所、 れがないように施設する場合は、 ない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそ 度の平均値が、 気機械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密 所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該 電気機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該電 商用周波数において二百マイクロテスラ以下になるように施設しなければなら この限りでない。 変電

2

令和 4 年 1 1 月 3O 日

(ガス絶縁機器等の危険の防止)

第三十三条発電所、蓄電所又は変電所、 器又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。 縁機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶

- 8 若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当 生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を 水質汚濁防止法第二条第五項の規定による貯油施設等を設置する発電所又は変電所、開閉所
- 法律第九号)第二条第六項の規定による特定施設等を設置する発電所又は変電所、 くはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第九条第一項の規定による規制基準に 適合しなければならない。 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年 開閉所若し

9

11

- り指定された地域内に存するものにおいて発生する騒音は、同法第四条第一項又は第二項の規 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の規定によ 定による規制基準に適合しなければならない。 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する
- り指定された地域内に存するものにおいて発生する振動は、同法第四条第一項又は第二項の規 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第三条第一項の規定によ 定による規制基準に適合しなければならない。 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項の規定による特定施設を設置する
- 壊を助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内 力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地(同法第二条第一項の規定によるものをいう。)の崩 に施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一 電線路又は電

13

12

• 15

(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止)

第二十三条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所又は変電所、 しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表 示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなけれ 開閉所若

(電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止)

第二十七条の二 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、 具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均 器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該電気機械器 所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該電気機械(二十七条の二) 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、変電所、開閉 だし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、 値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下になるように施設しなければならない。 ように施設する場合は、この限りでない。 人体に危害を及ぼすおそれがない

(ガス絶縁機器等の危険の防止)

第三十三条 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶縁機器(充 器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。 電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器又は遮断

2

(常時監視をしない発電所等の施設)

第四十六条

2 非常用予備電源を除き、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができるような措置 これと同一の構内、蓄電所又は変電所において常時監視をしない発電所、蓄電所又は変電所は、 て、発電所、蓄電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくは ルトを超える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。)であっ を講じなければならない。 前項に掲げる発電所以外の発電所、蓄電所又は変電所(これに準ずる場所であって、十万ボ

(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)

第四十九条 雷電圧による電路に施設する電気設備の損壊を防止できるよう、当該電路中次の各 ばならない。ただし、雷電圧による当該電気設備の損壊のおそれがない場合は、この限りでな 号に掲げる箇所又はこれに近接する箇所には、避雷器の施設その他の適切な措置を講じなけれ

発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線引込口及び引出口

二・三 [略]

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、蓄電所、変電所、開閉所、給電所(電力系統の運用に関する指令を行う所を 通信用電話設備を施設しなければならない。 に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安 いう。)、技術員駐在所その他の箇所であって、 一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給

第四十六条 [略]

(常時監視をしない発電所等の施設)

じた場合に安全かつ確実に停止することができるような措置を講じなければならない。 所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと同一の構内える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。)であって、発電 又は変電所において常時監視をしない発電所又は変電所は、非常用予備電源を除き、異常が生 前項に掲げる発電所以外の発電所又は変電所(これに準ずる場所であって、十万ボルトを超

(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)

第四十九条 同上

三・三 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線引込口及び引出口

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所(電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。)、 著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電 話設備を施設しなければならない 技術員駐在所その他の箇所であって、 一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に対する

略

備考 表中の [] は注記である。

官

(電気工事士法施行規則の一部改正

第五条 電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

(自家用電気工作物から除かれる電気工作物) 正

第一条の二 法第二条第二項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、蓄電所、 路(専ら通信の用に供するものを除く。以下司ジジをパニュナーである電所との間の電線電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、蓄電所相互間、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、蓄電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路(発電所と変電所、最大電子の関係を表現しています。

(自家用電気工作物から除かれる電気工作物) 正 前

第一条の二 法第二条第二項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、変電所、 閉所その他の電気工作物をいう。)及び保安通信設備とする。 変電所との間の電線路(専ら通信の用こ共するううなど・・・・・・大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、変電所相互間又は発電所と大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、変電所ものできる。

備考 表中の「 は注記である。

作物をいう。)及び保安通信設備とする。

附 則

(施行期日)

第 一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百六十二号)の施行の日 (主任技術者の選任に係る経過措置) (令和四年十二月一日)から施行する。

下同じ。)に係る電気事業法(以下「法」という。)第四十三条第一項に規定する主任技術者の選任については、当該規定にかかわらず、この省令の施行のB功ら三年を経過するまでの間は、なお従前の例第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所(第四条の規定による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第一条第四号に規定する蓄電所をいう。以 によることができる。ただし、当該蓄電所のうち、変更の工事を行うものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

報

		8	4
のについては、これらの規定にかかわらず、これらの規定による認可の申請又は届出を要しない。	2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であって、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定に該当するも	第三条 この省令の施行前に法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。	(工事計画の認可の申請又は届出に係る経過措置)

第四条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画に係る蓄電所についての法第五十一条第一項の検査及び当該検査の実施に係る体制についての同条第三項の審査につ (使用前自主検査に係る経過措置)

いては、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であって、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第五十一条第一項及 び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による検査及び審査を要しない。

(報告に係る経過措置)

第五条 この省令の施行前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。